平成２８年（フ）第５２号
奈良市手貝町42番地の１　セジュール手貝203号
債務者　松井　　茂
１　決定年月日時　平成28年３月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第５８号
奈良県生駒市俵口町950番地１　ライオンズマンション弐番館　503
債務者　渡辺まやこと　ＭＯＯＮＭＵＡＮＧ　ＳＩＲＩＮＡＴ
１　決定年月日時　平成28年３月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６５号
奈良市芝辻町507番地　中村第一ビル101号
債務者　宮本　暢弘
１　決定年月日時　平成28年３月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第７４号
千葉県松戸市千駄堀833番地の４
債務者　小林　知子
１　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第９２号
千葉県柏市あけぼの１丁目５番５号　富士ハイツ102号
債務者　竹中　和貴
１　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第９５号
千葉県柏市光ケ丘団地３番５―203号
債務者　金光和子こと　金　　和子
１　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第９２５号
神戸市長田区大道通２丁目15番地の１　サニーウェル206号
債務者　安川洋子こと　金　　洋子
１　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５１号
神戸市北区花山東町１番８―602号、従前の住所神戸市北区緑町５丁目11番10―203号
債務者　松本　　武
１　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５２号
神戸市北区花山東町１番８―602号、従前の住所神戸市北区緑町５丁目11番10―203号
債務者　松本美由紀（旧姓石川）
１　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９１号
神戸市兵庫区笠松通７丁目３番33号清水文化２Ｆ北
債務者　モレスコ珠美
１　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９４号
神戸市長田区長田町８丁目２番４―302号、従前の住所神戸市長田区北町３丁目３番地シルバーハイツ長田北607号
債務者　日高　正夫
１　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８号
兵庫県宝塚市安倉中４丁目16番12号、前住所兵庫県宝塚市安倉中４丁目10番９―202号
債務者　寺田　里香（旧姓藤原）
１　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
長崎県長崎市田中町1169番地１
債務者　山口　教子
１　決定年月日時　平成28年３月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７３号
大分市曙台２丁目10番６号、申立て時の住所大分市大字千歳277番地の60
債務者　阿南　安美
１　決定年月日時　平成28年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２９号
北海道余市郡余市町黒川町16丁目14番地９
債務者　江口麻衣子
１　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第８号
青森県三戸郡南部町大字小泉字細尻59番地１、前住所青森県八戸市大字大久保字鷹待場３番地１　コーポ松美ヶ丘２号Ｄ号室
債務者　先川原大徳
１　決定年月日時　平成28年３月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係